

## (1) 空き家成約奨励金

成約奨励金（売主、貸主のみ）

5万円



### ① 補助金の内容

空き家バンク制度を活用して成約した家屋の売主、又は貸主に奨励金を交付します。

### ② 補助金の対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

- ・ 売主又は貸主の方。 ・ 空き家の売買契約又は賃貸借契約を行った方。
- ・ 売主と買主、又は、貸主と借主の双方が3親等内の親族でない方。

## (2) 空き家改修等事業補助金

売買した家屋の改修・建替費用の1/2

上限額 50万円

（町内業者による施工、または  
子育て世代の場合は上限 65万円まで助成）

### ① 補助金の内容

空き家バンク制度を活用して購入した家屋の改修・建替にかかる費用の1/2を助成します。（上限額50万円。※町内業者の施工、又は18歳以下の扶養家族がいる場合は65万円）。

### ② 補助金の対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

- ・ 空き家バンク制度により、定住の目的で空き家を購入した方。
- ・ その世帯全員が町税等を滞納していない方。 ・ 売主の3親等内の親族でない方。

### ③ 留意事項

事業者にて工事費等を支払う場合で、事前に申請いただいた場合のみ対象となります。



## (3) 不動産契約仲介手数料補助金

不動産仲介手数料

上限額 5万円

### ① 補助金の内容

空き家バンク制度により成約した家屋の売買・賃貸借契約において、不動産業者に仲介を依頼した際の仲介手数料を助成します（上限額5万円）。

### ② 補助金の対象となる方

- ・ 仲介手数料を支払った売主と買主、又は貸主と借主で、双方が3親等内の親族でない方。



※ 制度の詳細については、各交付要綱をご確認ください。